

臨時報告第10号様式

矯正局長 殿 札幌矯正管区長	札刑支発第299号 令和元年10月18日
自殺事故報告（刑事施設）	
事故の概況	<p>令和元年9月2日（月）午前7時47分頃、当所管下札幌刑務支所（以下「同支所」という。）において、事故者が、タ [REDACTED] 便器の配管 [REDACTED] 巻き付けた上輪状にし、同輪の股部に首を入れて [REDACTED] 横臥してい首していたところを職員が発見し、応援職員と共に同タイツを外し、呼吸及び脈拍を確認するも、 [REDACTED] 呼吸等が認められなかつたため、同時52分、119番通報を行い、救急車の出動を要請し、事故者を [REDACTED] に救急搬送したが、同8時36分、同病院の医師が事故者の死亡を確認した。</p>
	<p>1 発生年月日 1 令和元年9月2日（月）</p> <p>2 発見時刻 2 午前7時47分頃</p> <p>3 場所 3 [REDACTED]</p> <p>4 方法 4 タイツ [REDACTED] 便器の配管 [REDACTED] 巻き付けた</p> <p>5 経緯 5 経緯 (1) [REDACTED] (2) [REDACTED] (3) [REDACTED]</p>
事故の状況	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>

	(4) [REDACTED]
	(5) 同年9月2日午前7時25分頃、[REDACTED]勤務職員看守[REDACTED]は、同居室内を観察したところ、特段の異状は認められなかった。 なお、この時点が最終動静確認である。
	(6) 同7時47分頃、[REDACTED]において、出業立会職員看守[REDACTED](以下「[REDACTED]看守」という。)が、出業の号令を掛けた後、残室者の確認のため、各居室内を確認したところ、事故者が[REDACTED]、横臥した事故者の[REDACTED]であったことから、[REDACTED]看守が同居室扉をたたき、事故者の名前を呼び掛けるも、事故者の反応がなかったため、同階に在寮していた他の受刑者に非常ベル通報を指示した。
	(7) 同居室を開扉し、[REDACTED]看守が同通報により急行してきた職員と同居室内に入ったところ、事故者が、タイツ[REDACTED]、便器の配管[REDACTED]巻き付けた上輪状にし、同輪の股部に首を入れて[REDACTED]横臥している首していたところを発見した。
	(8) 応援職員と共に同タイツを外し、呼吸及び脈拍を確認するも、[REDACTED]呼吸等が認められなかつたため、同時52分、119番通報を行い、救急車の出動を要請するとともに、事故者を同居室から搬出して医務課診察室にストレッチャーで連行し、同時54分、同診察室でAED使

	<p>用及び心臓マッサージを行った。</p> <p>(9) 同日午前8時20分、同支所は、救急車により事故者を [REDACTED] に向けて救急搬送し、同時31分、救急車が同病院に到着した。</p> <p>(10) 同時36分、同病院の医師は、事故者の死亡を確認した。</p> <p>(11) 同時55分、同支所は、 [REDACTED] に本件発生について電話連絡したところ、同日午前9時15分、[REDACTED]、事故者が死亡した旨通知した。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(12) 同時4分、同支所は、札幌地方検察庁刑事部に通報した。</p> <p>(13) 同時14分、同支所は、札幌東警察署刑事第一課に通報した。</p> <p>(14) [REDACTED] 札幌地方検察庁 [REDACTED] 檢事（以下「同検察官」という。）ほか1名及び札幌東警察署 [REDACTED] 警部補（以下「同警部補」という。）ほか4名は、[REDACTED]において、司法検視を実施した。 なお、同検察官の判断により [REDACTED]との判断がなされた。</p> <p>おって、同支所長は、同時間帯において、行政検視を実施した。</p> <p>(15) 同日午後零時24分から同1時30分までの間、同警部補ほか4名は、本件発生現場の現場検証を実施した。</p> <p>(16) [REDACTED]</p>
--	---

(17)

(18) 同月3日午前10時38分、当所は、札幌市政記者クラブ加盟各社へ順次公表文書をファックス送信し、北海道新聞社、毎日新聞社、日本放送（NHK）、北海道放送（HBC）、札幌テレビ（STV）、共同通信、読売新聞社及び朝日新聞社の8社から電話による取材があり、取材対応者が対応したところ、いずれも想定された質問の範囲内での取材であり、取材対応に対する不満や紛糾する場面等はなかった。

なお、本日までに確認できた本件に係る報道については、北海道新聞（9月3日夕刊）、インターネット記事（日刊スポーツ）、読売新聞（9月4日朝刊）、朝日新聞（9月4日朝刊）及び毎日新聞（9月4日朝刊）において報道された。

おって、取材日以降、本日まで報道機関からの取材はない。

(19)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 6 使　用　器　具 | 6 タイツ |
| 7 逮　捕　制　圧　等　の　状　況 | 7 該当事項なし。 |
| 8 事　故　に　よ　る　犯　罪 | 8 該当事項なし。 |
| 9 そ　そ　の　他 | 9 該当事項なし。 |

- | |
|-----------|
| 6 タイツ |
| 7 該当事項なし。 |
| 8 該当事項なし。 |
| 9 該当事項なし。 |

事 故 者	1 事 故 者 の 種 別	1 自殺者
	2 身 分	2 [REDACTED] 受刑者
	3 氏 名	3 [REDACTED]
	4 生 年 月 日	4 [REDACTED]
	5 罪 名 又 は 事 件 名	5 [REDACTED]
	6 刑 名 ・ 刑 期	6 [REDACTED]
	7 刑の起算又は入所日	7 [REDACTED]
	8 刑 の 終 了 日	8 [REDACTED]
	9 犯 数	9 [REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	10 [REDACTED]
	11 所 内 に お け る 行 状	11 [REDACTED]
	12 本 籍	12 [REDACTED]
	13 住 所	13 [REDACTED]
	14 要注意者等の指定の有無	14 [REDACTED]
	15 そ の 他	15 特記事項なし
職 員 の 状 況	1 配 置 及 び 勤 務 状 況	1 発見当時, [REDACTED] は、工場就業者が出業中 [REDACTED] であり、洗濯工場及び図書計算工場担当職員が、各工場就業者を順次出業させていた。
	2 監 督 方 法	2 工場就業者が出業中であり、統括、主任等の監督者が、各寮等を適宜巡回していた。
	3 職 責 处 理 の 状 況	3 結果として既遂となっているが、勤務職員が、適切に巡回勤務を行っていることから、問責は予定していない。
事 態 収 拾 の 措 置	1 職 員 の 非 常 招 集	1 該当事項なし。
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	2 該当事項なし。
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	3 該当事項なし。
	4 警 察 官 署 へ の 依 頼	4 同月2日午前8時14分、同支所は、札幌東警察署刑事第一課に通報し、[REDACTED]において、同

		検察官ほか1名及び同警部補ほか4名が、司法検視を実施した。 また、同日午後零時24分から同1時30分までの間、同警部補ほか4名は、本件発生現場の現場検証を実施した。
事故の原因・動機	1 事 故 者 の 動 機	1 [REDACTED]
	2 施 設 側 の 欠 陷	<p>2 施設側の欠陥</p> <p>(1) 事故者は、[REDACTED]によって同支所に収容されているところ、 [REDACTED] [REDACTED]、これを組織として把握しておらず、また、これに起因せずとも、結果として事故者は自殺しており、心情把握が十分ではなかった。</p> <p>(2) 同支所は、 [REDACTED] [REDACTED]、結果として、事故者の自殺危険性を判定していなかった。</p> <p>(3) 同支所は、 [REDACTED]</p>

		<p>[REDACTED] 被収容者の動静視察を特に綿密に行うこととしていたところ、事故者も[REDACTED]に掲載され周知していたものの、結果として、既遂となっており、[REDACTED]が十分に活用されていなかった。</p>
事故者に対する措置	1 懲罰 2 事件送致	<p>1 該当事項なし。 2 該当事項なし。</p>
改善事項	1 改善した事項	<p>1 改善した事項 (1) 令和元年9月3日の職員点検時、処遇首席が職員に対し、本件自殺事故の概要を説明するとともに、巡回の励行、心情把握の徹底等を指示し、同種事故の再発防止を注意喚起した。 (2) 同支所に収容されている[REDACTED] [REDACTED] の受刑者（25名）を対象に、処遇統括、処遇主任、工場等担当職員による心情把握のための面接を順次実施した。 (3) 同判定表による判定を行っていなかった13名全員に対し、同判定表を用いた判定を行った。 (4) 同支所は、[REDACTED] [REDACTED] を発出し、</p>

		<p>に近づいた時期において、処遇統括、処遇主任、工場等担当職員による心情把握のための面接を実施するとともに、 (以下「同期間」という。) に該当する被収容者(以下「当該被収容者」という。)を受け持つ工場担当職員等と情報を共有し、同期間中、当該被収容者の受持ち区において、監督当直者及び夜勤監督に対し、前記面接結果や直近の動静等を個別に引き継ぐこととした。また、同期間中、監督当直者は、職員点検時、 基づき、当該被収容者の直近の動静等を周知し、監督当直者及び夜勤者は、 被収容者等の動静観察を特に綿密に行うこととした。</p>
2 改善すべき事項	2 改善すべき事項 該当事項なし。	
その他参考事項		特記事項なし。